

災害時における市議会の対応

～災害対策支援本部設置要綱および災害対応指針を制定しました～

昨年9月、10月に襲来した台風15号、19号および大雨被害により、本市において、大規模な停電、断水などのライフラインが停止し、市民の生活はもとより、農林水産業、商工業に甚大な被害をもたらしました。

頻発する災害時において、本議会では対応するための定めがないことから、防災に関する特別委員会を令和2年3月13日に設置し、検討しているところです。

この度、防災に関する特別委員会で、災害対策支援本部設置要綱および災害対応指針の原案を作成し、議会運営委員会、全員協議会で検討の上、制定しました。

災害対策支援本部設置要綱の概要

- ・市の災害対策本部が設置された場合は、必要に応じて市議会災害対策支援本部を設置すること
- ・災害対策本部からの災害情報の提供を受け、本部員に情報提供を行うこと
- ・災害および地域の被害情報を本部で収集し整理したうえで、災害対策本部に提供すること

災害対応指針の概要

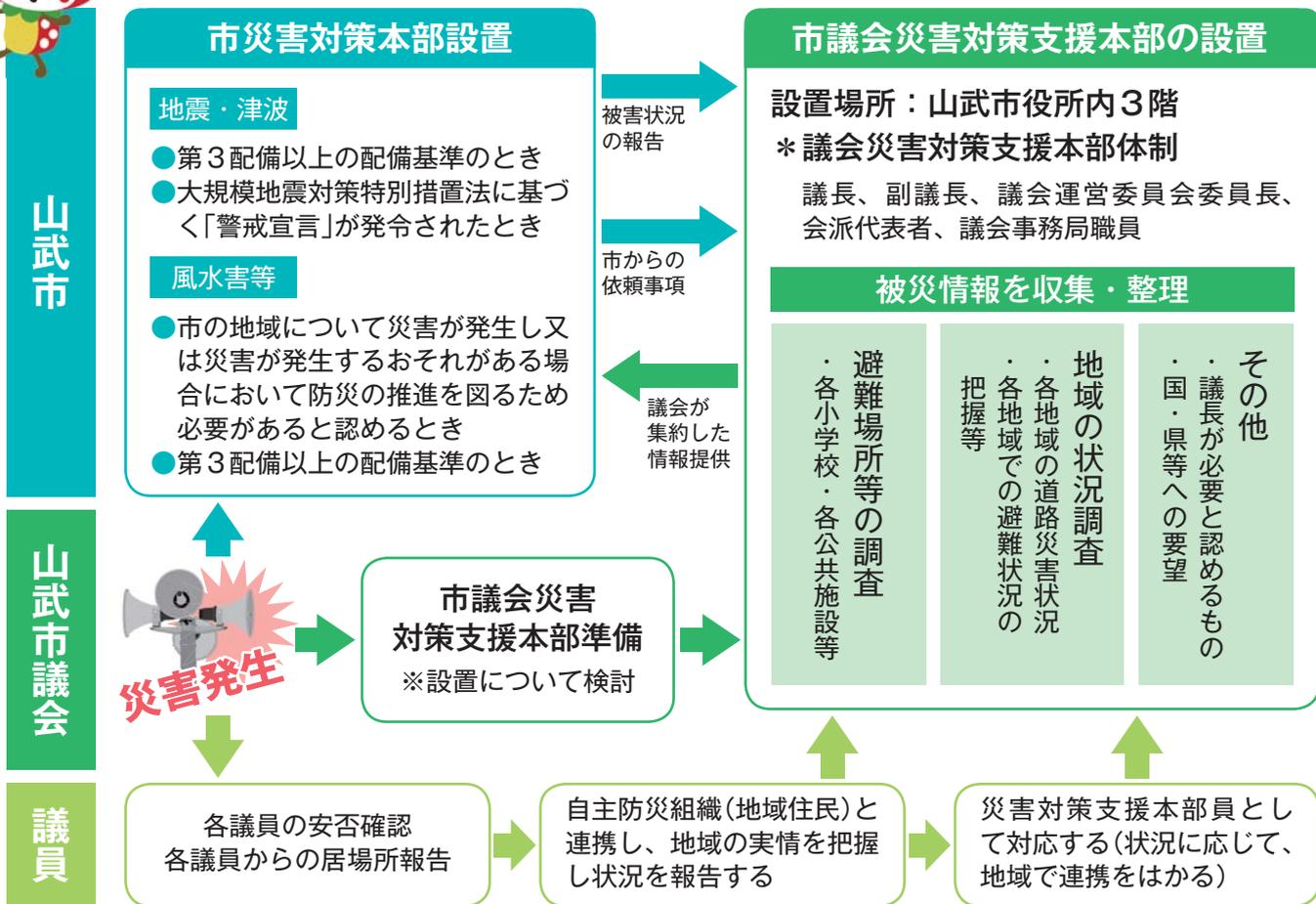
- ・市の災害対策本部の円滑な活動に最大限協力すること
- ・議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ災害対策支援本部に情報を提供すること
- ・議員は、地域の一員として避難所支援など共助の取組みが円滑に行われるよう、できる限り協力すること



防災に関する特別委員会の様子



山武市議会としての災害発生時の対応について



今後は、この要綱および指針に基づき、さらに検討・協議を進めます。